

厚生委員会陳情説明資料

令和5年6月29日

件名	頁
1 受理番号8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情	2

(福祉部)

件 名	受理番号 8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情																																				
所属部課	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課、介護保険課																																				
陳情の要旨	<p>1 足立区の単独事業として、住民税非課税者に月2,000円、その他の人に月1,000円の「介護保険料負担軽減給付金」支給制度の創設を求めます。</p> <p>2 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修などの資格取得・講習参加にあたり、受講中の賃金を足立区が保障する制度を実現してください。</p> <p>3 足立区内の介護事業者が介護職員の確保・増員をはかれるよう、給与の上乗せ策を含め待遇改善のための取り組みをおこなうことを求めます。</p>																																				
陳情者等	請願文書表のとおり																																				
内容及び経過	<p>1 「介護保険料負担軽減」策</p> <p>(1) 介護保険料基準額及び介護給付費 介護保険制度は、基本的に公費（国・都・区）50%と保険料50%（65歳以上の第1号被保険者・40～64歳の第2号被保険者）で成り立っている。</p> <p>（参考）全国標準の保険給付費の財源割合（在宅の場合）</p> <div style="text-align: center;"> <p>公費（税金） 国 25% 都 12.5% 区 12.5%</p> <p>50%</p> <p>23% 65歳以上の方の保険料</p> <p>27% 40～64歳の方の保険料</p> </div> <p>介護保険料は、3年間の計画期間における被保険者数や、介護給付費等の見込等を基に算定している。</p> <p>《介護保険料基準額及び介護給付費の推移》</p> <table border="1" data-bbox="395 1503 1442 2092"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>期間</th> <th>保険料基準額 (月額)</th> <th>介護給付費 (各期最終年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>H12年度～H14年度</td> <td>3,217円</td> <td>19,814,281千円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>～H17年度</td> <td>3,217円</td> <td>26,615,885千円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>～H20年度</td> <td>4,380円</td> <td>29,428,137千円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>～H23年度</td> <td>4,380円</td> <td>36,506,674千円</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>～H26年度</td> <td>5,570円</td> <td>44,527,403千円</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>～H29年度</td> <td>6,180円</td> <td>49,332,802千円 (50,614,994千円)</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>～R2年度</td> <td>6,580円</td> <td>54,839,199千円 (56,122,720千円)</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>～R5年度</td> <td>6,760円</td> <td>66,595,143千円【推計】 (68,770,731千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護給付費の（ ）内は総合事業費を含めた額</p>	期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)	第1期	H12年度～H14年度	3,217円	19,814,281千円	第2期	～H17年度	3,217円	26,615,885千円	第3期	～H20年度	4,380円	29,428,137千円	第4期	～H23年度	4,380円	36,506,674千円	第5期	～H26年度	5,570円	44,527,403千円	第6期	～H29年度	6,180円	49,332,802千円 (50,614,994千円)	第7期	～R2年度	6,580円	54,839,199千円 (56,122,720千円)	第8期	～R5年度	6,760円	66,595,143千円【推計】 (68,770,731千円)
期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)																																		
第1期	H12年度～H14年度	3,217円	19,814,281千円																																		
第2期	～H17年度	3,217円	26,615,885千円																																		
第3期	～H20年度	4,380円	29,428,137千円																																		
第4期	～H23年度	4,380円	36,506,674千円																																		
第5期	～H26年度	5,570円	44,527,403千円																																		
第6期	～H29年度	6,180円	49,332,802千円 (50,614,994千円)																																		
第7期	～R2年度	6,580円	54,839,199千円 (56,122,720千円)																																		
第8期	～R5年度	6,760円	66,595,143千円【推計】 (68,770,731千円)																																		

(2) 介護保険料の上昇抑制及び軽減策

ア 段階区分の多段階化

第8期の所得段階を多段階化するとともに、最高段階の保険料率を引き上げることで、介護保険料基準額の上昇を抑制した。

項目	第7期	第8期
所得段階	14段階	17段階
最高段階の保険料率	基準額の2.7倍	基準額の4.5倍

イ 生活困難者対策

区独自の取り組みとして、第3・第2段階の被保険者は、所得や預貯金などの状況に応じて、介護保険料を軽減している。

区分	基準
第3段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下
第3段階 C階層	単身世帯の場合 収入・預貯金が共に80万円以下
第2段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下

ウ 公費投入による低所得者への軽減（平成27年度から）

低所得の高齢者には、公費を投入し介護保険料を軽減している。

第1段階	0.5 ⇒ 0.45
------	------------

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

エ 介護保険料の軽減制度の対象範囲拡大

社会保障・税一体改革による社会保障の充実を目的とした消費税率引き上げに伴い、第1から第3段階までの被保険者に公費を投入し、令和元年度以降、段階的に軽減の強化を図っている。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度以降
第3段階	0.75	0.725	0.7
第2段階	0.65	0.575	0.5
第1段階	0.45	0.375	0.3

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

オ 東日本大震災に係る介護保険料の減免

東日本大震災により被災し、区内に避難している被保険者が、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免対象としている。

	令和3年度	令和4年度
減免人数	13人	12人
減免金額	708千円	684千円

※ 23区で、「介護保険料負担軽減給付金」の支給を行っている区はない。

2 介護職員研修の受講費用の助成

介護従事者の資格取得等を支援する介護事業者に対して必要経費を助成することにより、区内の介護従事者の人材確保・定着を図ることを目的に実施している。

令和5年度以降は、更なる利用拡大のため、同一職員に対して初任者研修と実務者研修の両方の経費を助成できるようにした。

項目	助成額上限	令和3年度	令和4年度
初任者研修（人）（※1）	7万円	73人	56人
実務者研修（人）（※2）	10万円	59人	49人

また、研修受講中の介護職員への賃金保障については、法人及び会社が各就業規則などにより判断している。

※1 初任者研修とは、介護の基礎から応用を学ぶ入門的な研修

※2 実務者研修とは、介護福祉士の資格取得に向け、専門的知識や実践的な介護技術を学ぶ研修

3 介護職員の待遇改善策

(1) 処遇改善加算

介護職員の資質向上やキャリアアップの形成を行う労働環境を整備している事業者を対象とした介護職員の賃金改善のための加算

加算区分 (介護職員1人あたり)	令和2年度 実績事業所数	令和3年度 実績事業所数	加算算定要件
加算Ⅰ 月額 37,000円相当	462	468	・キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職場環境等要件を満たす。
加算Ⅱ 月額 27,000円相当	21	21	・キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及び職場環境等要件を満たす。
加算Ⅲ 月額 15,000円相当	18	15	・キャリアパス要件ⅠまたはⅡ及び職場環境等要件を満たす。
合計	501	504	

※ キャリアパス要件

Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること。

Ⅱ…資質向上要件のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること。

Ⅲ…経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること。

(2) 特定処遇改善加算

介護職員の確保及び定着のため、処遇改善加算を算定している事業者を対象とした、経験及び技能のある介護職員の賃金改善を図るための加算

加算区分	令和2年度 実績事業所数	令和3年度 実績事業所数	加算算定要件
加算Ⅰ	85	107	・介護福祉士の配置等要件、 処遇改善加算要件、職場 環境等要件及び見える化 要件の全てを満たす。
加算Ⅱ	244	240	・処遇改善加算要件、職場 環境等要件及び見える化 要件の全てを満たす。
合計	329	347	

※ 勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額8万円の賃金改善等を行うため事業者へ支給

(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月以降、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための加算。

ア 取得要件

処遇改善加算を取得している事業所が対象で、加算額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等に使用することが要件。

イ 対象となる職員

介護職員。事業所の判断により、他の職員の処遇改善に、この処遇改善の収入を充てることができるよう、柔軟な運用を認める。

(4) 介護職員宿舍借り上げ支援事業

区及び東京都では、介護人材の確保・定着、介護職員の災害対応要員の確保を目的に、介護職員宿舍借り上げ支援事業を実施している。

《支給要件等》

	対 象	条 件	補 助 金 額 等
足立区	地域密着型サービス事業所 170 事業所	災害時協定を区と締結	借り上げ経費の1/2 月額40,000円(上限)
東京都	地域密着型以外の介護サービス事業所 区内667事業所(※)	福祉避難所の指定 災害時協定を区と締結	借り上げ経費の7/8 月額71,000円(上限)
		条件なし	借り上げ経費の1/2 月額41,000円(上限)

※ 訪問看護、訪問リハ、福祉用具貸与販売は、都・区ともに対象外

《助成実績》（東京都の実績は、足立区内の施設だけのもの）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
足立区	0施設 0戸	0施設 0戸	0施設 0戸
東京都	15施設 62戸	17施設 79戸	20施設 112戸

※ 都は令和2年度に1施設あたりの補助戸数を最大4戸から最大20戸に拡充した。